

札幌少年鑑別所

沿革

- 昭和24年 少年法・少年院法施行
札幌市南9条西18丁目に設置
- 昭和26年 札幌市南25条西11丁目
に新築移転
- 昭和43年 同地で改築工事竣工
- 平成15年 現在地（札幌拘置支所跡地）
において新施設竣工
- 平成16年 新施設での業務開始
- 平成27年 少年鑑別所法施行
法務少年支援センターさっぽろ開設
- 平成30年 函館少年鑑別所を分所とする組織改編
- 平成31年 釧路少年鑑別所を分所とする組織改編



藻岩山麓の旧庁舎と運動場内壁画



新施設竣工後の様子

札幌少年鑑別所の概要

所在地：北海道札幌市
 収容定員：135名
 （男子110名，女子25名）
 収容対象：家庭裁判所により観護の措置が
 執られた20歳未満の少年など
 規模：敷地面積 約17,211㎡

地域と連携した取組

私たちは、**地域援助業務**として、次のような取組を行っています。

外来相談

一般家庭の父兄の方や学校等の関係機関から、非行に関する悩み事や、家庭・学校での問題行動など、青少年の健全育成に係る相談を受けています。相談内容、ニーズに応じて、適切な対応等について提案し、支援を行います。

和やかな雰囲気のパレイルーム



学校での薬物乱用防止教室

研修・講演

学校、関係機関等からの依頼により、青少年の健全育成や薬物乱用防止等をテーマとして、心理学や教育学を専門とする職員が赴き、研修・講演を実施しています。

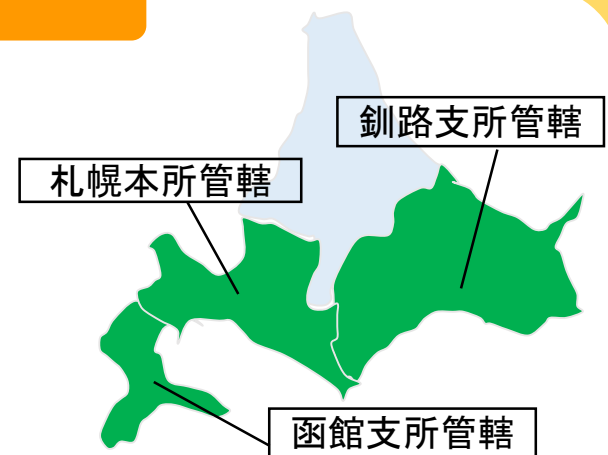
電話、メール等でお問い合わせください。



施設の特徴

国内最大の管轄地域

当所は、本所、分所(函館、釧路)合わせ、北海道内の約3分の2の広大な地域を管轄しています。



「法務少年支援センターさっぽろ」の併設

少年鑑別所法第131条に基づき、「法務少年支援センターさっぽろ」として、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。

センター外観



最近のトピック

在所中から社会復帰後へ

～切れ目のない支援を

再犯防止推進法に基づき、**矯正施設出所(院)者に係る地域援助**に力を入れており、本年度は、出所前から社会復帰後のニーズに応じた支援を検討、援助していく取組を始めました。現在、札幌刑務所や帯広少年院及び札幌保護観察所と連携し、対象者を選定して、ケース会議や対象者との面接等を実施し、出所後も引き続きサポートしています。

地域とつながり 地域につなげる



※イメージ

お問い合わせ先

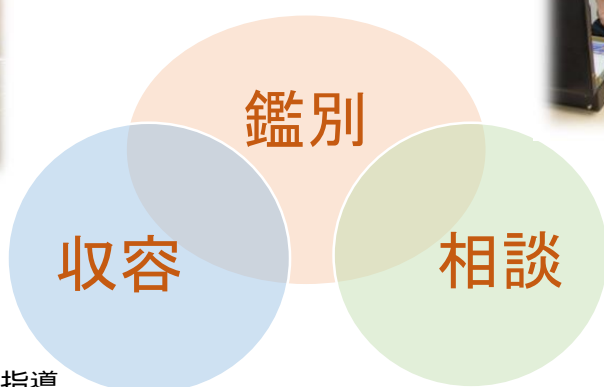
私たちは、在所者の健全育成のため、様々な取組を行っています。



運動



園芸指導



心理検査

各種御相談・御依頼は下記まで

〒007-0802

札幌市東区東苗穂2条1丁目1-25

札幌少年鑑別所

TEL 011-784-7441

法務少年支援センターさっぽろ

TEL 011-787-0111

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00034.htm1

